

神栖第二中学校印刷機賃貸借仕様書

1 件 名 3 神栖第二中学校印刷機賃貸借

2 構成内訳

機器区分	品名及び型式	数量	備考
(1) 本体	リコー DD5451	1	
(2) 付属品	テーブル TB7020	1	
	ドキュメントフィーダー DF7020	1	
	Satelioサービスパック40(保守)	1	

※同等以上の機能を有する別メーカーの機種を可とする。(入札前の協議要)

3 仕様

- (1) 製版方法はデジタル製版方式であること。
- (2) 最大印刷サイズはA3であること。
- (3) 給紙容量は1,500枚以下(普通紙)であること。
- (4) 解像度は読み取りは600×600dpi以上,書き込みは300×600dpi以上であること。
- (5) 印刷速度は135枚/分以上(5段階可変)。155枚/分(TOP SPEED) B4サイズ以下
- (6) 製版時間は18秒以下であること(A4横)。
- (7) インキの消費を抑える機能を有すること。
- (8) 自動原稿送り装置・専用テーブルを装備すること。
- (9) 印刷倍率 ①等倍100% ②縮小 4段階 ③拡大 4段階
④周囲余白 90%~99% ⑤ズーム 50%~500%以上(1%ステップ)

※同等以上の機能を有した別メーカーの場合,ネットワーク等の設定はしないこととする。

※上記仕様は特定のメーカーに限ったものではない。

4 機器の保守

- (1) 機器の保守については,貸借期間中の一切の修繕費用(部品代や派遣費用等)を含むものとする。
- (2) 年4回(部品代込み)の保守点検を行い,その費用も保守料に含むものとする。
- (3) 機械の故障時には連絡を受けたのち,1日以内(平日)に迅速に対応できること。

5 賃貸借期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間(60ヶ月間)とする。

6 契約方法

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。契約書の条文中に、次の条項を記載するものとし、契約書の様式は本市指定のものとする。

～契約書条項～

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 第1項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

7 賃貸借料の支払い

賃貸借料は、各年度一括前払いとする。

8 納入場所

神栖市平泉東1-60-1 神栖市立神栖第二中学校

9 機器搬入及び納入期限

受注者が責任をもって契約期間の開始前日迄に設置場所へ搬入するものとする。ただし、発注者の了解を得た上で、臨時的に代用機器を置くことができることとし、その設置等に係る費用は本契約に含まれるものとする。また、賃貸借期間中に本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となったときも同様とする。

なお、搬入にあたっては事前に各中学校と連絡、調整のうえ、実施すること。

10 試験及び検収

機器設置完了後に総合試験を行い、試験完了をもって検収にかえる。

11 入札（見積）書

（1）入札は、仕様を満たす本体及び付属品の5年間（60ヶ月）分で行うものとし、入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）本体及び付属品の名称等の内訳書は契約時に提出すること。